

2016年1月から

公社債等の税制が変わります！

公社債等の税制が、2016年1月から次のように変わります。

【概要】

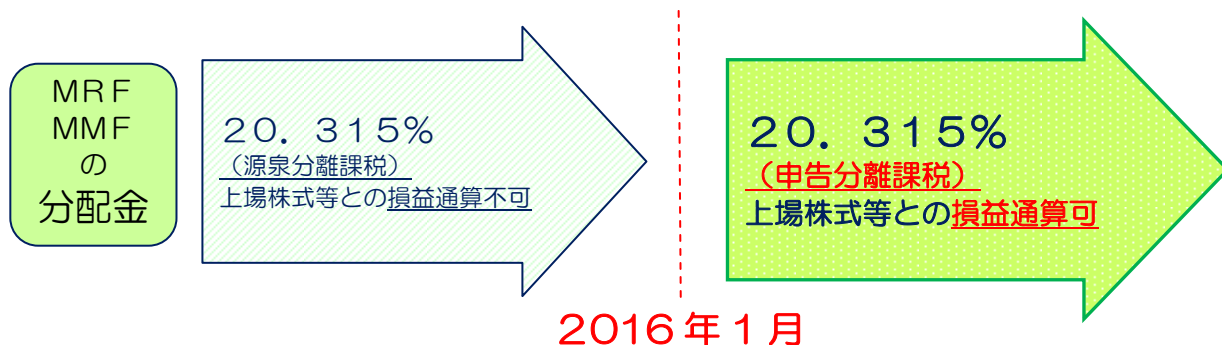
- ①公社債・公社債投資信託の利子や分配金、売買や償還に係る損益が、上場株式等の売買損益や配当金等と通算できるようになります。
- ②公社債・公社債投資信託が特定口座の対象になります。
- ③公社債・公社債投資信託の売買益が課税対象となります。

※当社取扱商品では、公社債投資信託に該当する**ダイワMRF・ダイワMMF**が対象です。



当社取扱いの変更内容

- 1 **ダイワMRF・ダイワMMFの分配金が、上場株式等の売買損益や配当金等と**通算**できるようになります。**



- 2 **ダイワMRF・ダイワMMFが**特定口座の対象**になります。**

お客さまが保有のダイワMRF・ダイワMMFにつきましては、
2016年1月1日に、当社にて自動的に**特定口座**へ移すお手続きをいたします。

- ※ ダイワMRF・ダイワMMFを特定口座へ移すことに同意いただけない場合は、ダイワMRF・ダイワMMFを売却するか、特定口座を廃止し、すべての残高を一般口座へ移すか、どちらかを選択していただく必要がございます。
- ※ 一時海外居住の取扱いをされているお客さまは、自動的に特定口座へ移すお手続きの対象外です。